

委託による研修事業の運営方法等のルール化

担当課：健康医療部保健医療室保健医療企画課・医療対策課・地域保健課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>平成25年度に、医療従事者を対象とする委託による研修会・講習会事業（以下「研修事業」という。）を12事業実施している。</p> <p>いずれの契約方法も、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定の事業者を指定して契約を締結する方式（2号随契）となっている。</p> <p>また、委託料の支払等に関し、精算の結果委託業務履行に係る経費が委託金額を超えた場合には受託者の負担とし、余剰金が発生した場合には大阪府に返還しなければならないことを契約書に規定している</p> <p>その他、運営方法等の概要は、別表のとおりとなっている。</p>	<p>1 研修事業12事業は、実施要綱又は要領の有無、開催案内や配布資料における主催者等の表記、修了証書交付の有無と発行者及び受講料徴収の有無等の運営方法等について、研修事業間で取扱に差異があった。</p> <p>2 過去から毎年度継続的に実施しているものであるが、実施要綱または要領（以下「要領等」という。）を作成していない研修事業があった（別表の8～12）。</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>研修事業の運営方法等のあり方について、健康医療部内で検討及び調整してルール化を図り、合理的でない差異はその解消を図られたい。</p> <p>2については、研修事業の実施にかかる基本的な事項を要領等で定めておかれたい。</p> <p>3については、委託契約の締結にあたって、求める業務内容や範囲を正確に伝えるため、主催者等、修了証書交付の有無と発行者、受講料を仕様書または要領等により、受託者に明示されたい。</p> <p>また、大阪府が発注する研修事業の主催者は、特に定めがない限り大阪府である。また、主催者等が複数</p>

(別表) 平成25年度 健康医療部における講習会・研修会事業（委託によるもの）

※所管課は、平成26年4月1日時点での名称で表記

所管課	事業名	委託先	仕様書	要領等	開催案内や配布資料等における主催者等の表記	修了証書（発行者）	受講料の徴収	その他
1 保健医療企画課	訪問看護推進事業（医療機関の看護師研修実施業務）	大阪府看護協会	有	有	大阪府からの委託研修	無	有	—
2 保健医療企画課	訪問看護推進事業（訪問看護ステーションの看護師研修実施業務）	大阪府看護協会	有	有	大阪府よりの受託事業	無	有	—
3 保健医療企画課	研修責任者研修（新人看護職員研修）実施業務	大阪府看護協会	有	有	大阪府委託 大阪府看護協会	大阪府知事	有	—
4 保健医療企画課	多施設合同研修実施業務	大阪府看護協会	有	有	大阪府からの委託を受け、大阪府看護協会が実施	大阪府知事	有	—
5 保健医療企画課	訪問看護推進事業（訪問看護ステーションの管理者間の相互研修実施業務）	大阪府看護協会	有	有	大阪府よりの受託事業	大阪府看護協会会長	有	—
6 保健医療企画課	実習指導者講習会事業	大阪府看護協会	有	有	大阪府（事業委託大阪府看護協会）	大阪府知事	有	—
7 保健医療企画課	大阪府専任教員養成講習会事業	大阪府看護協会	有	有	大阪府（事業委託大阪府看護協会）	大阪府知事	有	—
8 保健医療企画課	医療安全対策指導者育成・研修事業	大阪府医師会	有	無	主催：大阪府医師会 共催：大阪府病院協会、大阪府私立病院協会、大阪府看護協会	主催・共催の4者の長（連名）	無	・修了証書は受講者と所属の医療機関に交付 ・委託料に広報費（府医ニュース掲載料）を計上
9 医療対策課	新型インフルエンザ医療従事者研修業務	大阪府医師会	有	無	主催：大阪府医師会（大阪府委託事業）	無	無料	・委託料に広報費（府医ニュース掲載料）を計上
10 地域保健課	大阪府内保健師児童虐待予防研修事業	児童虐待防止協会	有	無	大阪府の委託を受けて	無	無	—
11 地域保健課	かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業	大阪府医師会	有	無	主催：大阪府医師会、大阪府、大阪市 共催：大阪精神科診療所協会 後援：大阪精神科病院協会、大阪精神保健福祉協議会	大阪府知事	無料	・研修事業の企画委員会を別途設置（庶務：大阪府） ・委託料に広報費（府医ニュース掲載料）を計上
12 地域保健課	自殺予防相談業務従事者養成研修事業	関西カウンセリングセンター	有	無	主催：大阪府・財団法人関西カウンセリングセンター	無	無料	—

	<p>3 委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）には、概括的な事項しか記載されていなかった。</p> <p>(1) 仕様書または要領等に、主催者等の記載がなかった。</p> <p>(2) 修了証を交付する研修事業のうち、仕様書または要領等に、修了証に関する記載がないものがあつた（別表の4、5、8）。</p> <p>(3) 仕様書または要領等に、受講料に関する記載がないものがあつた（別表の8、10）。</p> <p>4 かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業（別表の11）の業務履行期間中に発注側がうつ病に関する有識者で構成する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修企画委員会」（大阪府の所管課が庶務）を設置・運営し、研修の企画・立案をしていたことは、委託業務のあり方として好ましくない。</p> <p>5 委託料の見積り及び精算に、広報費として、委託先団体の機関紙への記事掲載料を計上しているものがあつた（別表の8、9、11）。</p> <p>(1) 委託先団体は、当該研修事業の主催者を標榜している。</p> <p>(2) 掲載された記事は、大阪府の委託事業であることが記載されておらず、委託先団体の自主事業への参加募集並びに自主事業としての活動を紹介するものと受け取られる内容となっている。</p>	<p>である場合は、仕様書または要領等で、それぞれの役割分担や費用負担を明確にすることとされたい。</p> <p>4については、企画委員会の運営を含む企画業務を、かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業にかかる委託業務の一部として契約を締結するなど、企画委員会の運営方法を是正されたい。</p> <p>5については、掲載記事が大阪府事業への参加募集並びに大阪府事業の紹介に相応しい内容であることを原稿段階で確認することとされたい。</p> <p>また、委託料の見積り及び精算に、広報費として、委託先団体の機関紙への記事掲載料を計上することの妥当性について検証されたい。</p>
--	---	--

措置の内容

○指摘を踏まえ、平成26年9月24日に、保健医療室の各課総括補佐を対象に、説明会を開催し、ルールの一掃を図つた。その結果、部内で是正が図られた。

<内容>

- ・研修事業の実施に係る基本的な事項は、要領等で定めておく。
- ・委託契約の締結については、求める業務内容等を正確に伝えるため、主催者等、修了証書交付の有無及び発行者（知事名）、受講料について、仕様書又は要領等により、受託者に明示する。
- ・大阪府が発注する研修事業は、大阪府が主催者であり、研修資料や修了証書において、それが対外的にわかるようにする。
- ・主催者等が複数となる場合は、仕様書又は要領等でそれぞれの役割分担や費用負担を明確にしておく。
- ・研修案内を団体の会報誌に掲載する場合は、大阪府からの受託事業であることを明記する。

○「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業」については、平成26年度の事業実施はなかつた。今後同様の事業を実施する場合は、業務内容を明確に仕様書で示すことで、企画委員会の設置を不要とする。